



平成 18 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 小田急不動産株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 荒川 正  
コ ー ド 番 号 8 8 3 2 東証第 1 部  
問 合 せ 先 専務取締役  
経営企画本部長 山崎 健一  
( T E L 0 3 - 3 3 7 0 - 1 1 1 0 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 10 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 4 2 回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

なお、施行の日において定款に定めがあるとみなされる事項につきましても、同時に定款変更を実施いたします。

単元未満株式について行使することができる権利を合理的な範囲に制限するため、単元未満株式の権利についての規定を定款第 11 条に新設するものであります。

株主の権利行使の手續に関する規定を定款第 13 条に追加するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、書面取締役会制度についての規定を定款第 27 条に新設するものであります。

第 6 章として会計監査人の設置、選任、任期および報酬等の規定を、定款第 40 条、第 41 条、第 42 条および第 43 条に新設するものであります。

その他関連する規定について「会社法」の該当条文および用語に変更するものであります。

(2)株主総会の議事録についての記載を定款第 19 条に新設するものであります。

(3)その他、一部表現の変更、必要な規定の新設または削除、文言の整備および条数の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 28 日(水曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 28 日(水曜日)

以上

別紙

定款一部変更の内容

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号)</p> <p>第1条  <math>\S</math> (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、14,000万株とする。<u>ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、取締役会の決議により、<u>自己の株式を買受けることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。</p> <p>2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下、「単元未満株式」という)</u>に係る株券を発行しない。ただし、取締役会の定める株式取扱規則による<u>ところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(株券の種類)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨</u>を当会社に請求することができる。</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条  <math>\S</math> (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に<u>掲載する方法によって行う。</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、14,000万株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、取締役会の決議に<u>よって、市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>2 当社は、<u>前条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、取締役会の定める株式取扱規則に<u>定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(株券の種類)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 <u>当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)</u>を当会社に請求することができる。</p>

2 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

(新設)

(名義書換代理人)

第10条 当社は、株式について名義書換代理人を置く。

- 2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ当社においてはこれを取扱わない。

(株式の取扱)

第11条 株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱については、本定款の規定のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に

2 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

(単元未満株式についての権利)

第11条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 剰余金の配当を受ける権利
3. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
4. 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
5. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株式について株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第13条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿および株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、株主の権利行使に際しての手続き、その他株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総

<p>関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>2 前項のほか、必要のある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。</p> <p>2 臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(議長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。</p> <p>2 取締役社長に事故のあるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2 商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主が代理人により議決権を行使しようとするときは、その代理人は議決権を有する株主で1名に限る。</p> <p>2 前項の場合、株主または代理人は株主総会ごとに委任状を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者としてすることができる。</p> <p>(招集)</p> <p>第15条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(削除)</p> <p>(議長)</p> <p>第16条 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が議長となる。</p> <p>(削除)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。</p>
---	---

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の数) 第17条 (条文省略)</p> <p>(選任) 第18条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期) 第19条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2 <u>増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第20条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役等) 第21条 <u>当会社の代表取締役は、取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、取締役のうちから取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>3 <u>前項のほか必要に応じ、取締役会の決議により相談役および顧問各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(議事録) 第19条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p> <p>(取締役会の設置) 第20条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数) 第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任) 第22条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第23条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>2 <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役等) 第25条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>3 <u>前項のほか必要に応じ、取締役会の決議によって相談役および顧問各若干名を選定することができる。</u></p>
--	---

<p>(取締役会の決議方法) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席取締役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規則) 第23条 取締役会に関する事項は、<u>本定款の規定</u>のほか<u>取締役会</u>の定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬) 第24条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の数) 第25条 (条文省略)</p> <p>(選任) 第26条 監査役は、<u>株主総会</u>において選任する。</p> <p>2 監査役の選任については、<u>総株主の議決権の3分の1以上</u>を有する株主が出席し、その議決権の過半数で<u>これ</u>を行う。</p> <p>(補欠監査役の選任) 第27条 (条文省略)</p> <p>(任期) 第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会<u>の終結</u>のときまでとする。</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、<u>その取締役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 <u>当社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会規則) 第28条 取締役会に関する事項は、<u>法令または本定款に定めるもののほか</u>、<u>取締役会</u>において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第30条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の数) 第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任) 第32条 監査役は、<u>株主総会の決議</u>によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上</u>を有する株主が出席し、その議決権の過半数を<u>もって</u>行う。</p> <p>(補欠監査役の選任) 第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>
---	--

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。
- 3 前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

(常勤監査役)

第29条 監査役は、その互選により常勤監査役を選任する。

(監査役会の招集通知)

第31条 (条文省略)

(監査役会の決議方法)

第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。ただし、会計監査人の解任の決議は、監査役の全員一致をもって行う。

(監査役会規則)

第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款の規定のほか監査役会の定める監査役会規則による。

(報酬)

第33条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

(新設)

(新設)

(新設)

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

3 (現行どおり)

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 (現行どおり)

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第40条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別

<p>(新設)</p> <p>第6章 計 算 (事業年度)</p> <p>第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1期とする。</p> <p>(利益処分)</p> <p>第35条 利益処分は、前期繰越利益に当期利益を加えたものを当期末処分利益とし、株主総会の承認をえてこれを行う。</p> <p>(利益配当金の支払い)</p> <p>第36条 利益配当金は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>2 第1項の配当金が、支払開始の日から満3か年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第45条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し金銭による<u>剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)</u>を支払う。</p> <p>(削除)</p> <p>(期末配当金の除斥期間)</p> <p>第46条 <u>期末配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>未払の期末配当金には利息を付けない。</u></p>
--	--